

平成22年3月5日
消費者庁

消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の概要等 (平成22年2月15日～2月19日分)

平成22年2月15日から2月19日までの間に消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の中に、下記基準に照らし、公表の対象となる情報はありませんでした。

ここで注意を要すると思われる情報として公表する事例は、PIO-NETに寄せられている同一事業者名・同種手口（又は同種商品・役務）の情報件数を確認し、①PIO-NETに登録された直近1か月の件数と直近3か月の月平均件数が、過去1年の月平均件数を上回り、かつ、②PIO-NETに登録された直近1か月の情報が複数の都道府県で登録されているものを対象としています。

ただし、前記①、②の条件を形式的に満たす場合であっても、情報の正確性・客観性に疑義がある場合や特異な事案であって被害の拡大や再発のおそれが乏しいと認められる場合、あるいは関係行政機関による法執行等に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合等には公表の対象から除外しています。

（「消費者情報ダイヤルに寄せられる情報の公表に関する基本的考え方」より）

【本件問い合わせ先】

消費者庁消費者情報課 坂田・藤井・木嶋・滝・
深野・松田

電話：03-3507-9178

(参考)

1. **ダイヤル受付総数** 617件

うち	一般的な内容（相談・苦情、提案含む）	408件
	法解釈	147件
	情報提供	153件

※1件の受付で複数の内容を含む場合があるため、内訳の合計は受付総数を上回ることがある。

2. 情報提供の概要

安全	エンジンオイル（エンジン異常）、電気ストーブ（焦げ臭）、ガス風呂釜（発火）、コーヒーマーカー（安全機能不作動・発火）、充電池（劣化・火災の危険）、ビニールシート（カッターナイフの刃の混入・怪我）、プロセスチーズ（異物混入）、マッサージベッド（骨折）、まつ毛パーマ施術（まぶたの傷害）、まつ毛パーマ施術（高濃度のパーマ液使用）、回転寿司のレーン（指の怪我）、健康食品（体調不良）、減塩調味料（多量のカリウム含有）、骨粗鬆症治療薬（健康被害）、自動車（エンジンの不具合）、自動車（シートベルトの不具合）、自動車（ハンドルの不具合）、自動車（ホイールの不具合）、自動車制御用コンピュータ（制御不能）、袋入り食パン（異物混入）、地下鉄ホーム（電車とホームの隙間・転倒）、毛染め剤（発疹）、輸入タコ（燃料漏れによる汚染） 計25件
取引	悪質な取立て、一方的な契約変更、音楽情報サイトをめぐるトラブル、解約トラブル、強引な勧誘、業務提供誘引販売取引、契約時の説明不足、建築トラブル、詐欺的契約、詐欺的販売、債務不履行、執拗な勧誘、執拗な電話勧誘（威迫・困惑）、出会い系サイトをめぐるトラブル、消費者の利益を一方的に害する契約条項、説明不足、断定的判断の提供、適合性原則違反、点検商法、投資をめぐるトラブル、特商法における表示義務違反、不審な勧誘、不審な請求、不審な電話勧誘、不当請求、不良製品の販売、保険金支払いをめぐるトラブル、保険契約をめぐるトラブル、迷惑 FAX、靈感商法、連鎖販売取引、その他サービスの不備、その他サービスをめぐるトラブル、その他契約をめぐるトラブル 計87件
表示	虚偽表示（外食における有機野菜）、虚偽表示（学習塾の根拠のないナンバーワン表示）、虚偽表示（自動車登録）、虚偽表示（天然温泉）、誇大広告（自動車用燃料添加剤の広告）、誤認惹起（エクササイズ器具の広告）、誤認惹起（ダイエット食品）、誤認惹起（テレビCMの無料表示）、誤認惹起（健康食品）、誤認惹起（商品ラベルと原産地）、効能効果表示（サプリメント）、効能効果表示（健康食品）、産地偽装（外食における牛肉・豚肉）、賞味期限の偽装（動物のえさ）、説明不足（家電製品の説明書）、表示義務違反（本体価格のみの表示）、分かりにくい表示

	(アルコール含有)、分かりにくい表示(タクシーの乗車料金)、分かりにくい表示(携帯電話ゲームの有料表示)、分かりにくい表示(歯磨き粉)、迷惑メール 計 23 件
その他	期待した品質との相違、建築基準法違反、個人情報の取り扱い不備、個人情報の漏洩、公益通報後の不利益、施工不良、食品の不衛生な取扱い、製品不良 他 計 18 件